

令和3年4月28日

一般社団法人 宮城県経営者協会 会長 殿

宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部
宮城県危機管理対策本部
本部長 宮城県知事 村井嘉浩

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に関する要請の周知徹底について（依頼）

このことについて、令和3年4月5日から5月5日まで、新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置に関する各種要請を行っていたところですが、国の基本的対処方針の変更を受け、期間を5月11日まで延長することとしました。

つきましては、引き続き下記の要請に積極的な御協力をいただけるよう、貴団体所属の各事業者に対して、再度周知くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 飲食店以外の施設から御協力をいただきたい項目
 - (1) 時間短縮営業
 - (2) 入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気
 - (3) 業種別ガイドラインの遵守
 - 2 全ての事業者から御協力をいただきたい項目
 - (1) 従業員等に対して以下の協力を求めること
 - イ 午後8時（仙台市以外は午後9時）以降に飲食店等にみだりに出入りをしないこと
 - ロ 休憩時間を含めた感染防止対策を徹底すること
 - ハ 歓送迎会、懇親会を控えること
 - ニ 感染リスクの高い行動の自粛（路上・公園等での集団飲酒等）
 - (2) テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取組を推進すること
- ※ 参考資料は下記ホームページにも掲載しております。

<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/>

【この通知に関する団体からのお問合せ】

経済商工観光部雇用対策課労政調整班

TEL : 022-211-2771